

下関市監査委員公表第10号
平成30年 5月 2日

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員	阪	田	高	則
同	大	賀	一	慶
同	木	本	暢	一
同	山	下	隆	夫

記

1 監査の対象

出納室

教育委員会 教育部

教育政策課、学校教育課、教育研修課、学校支援課、学校保健給食課

教育委員会

美術館、土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム、下関商業高等学校

2 監査の範囲

平成29年4月1日から平成29年12月31日までににおける財務に関する事務の執行

3 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類及び現地について全部又は一部を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

4 監査の期間

平成30年2月1日から平成30年3月31日まで

5 監査の結果

財務に関する事務の執行については、次に掲げるものを除き、おおむね適正に処理されていた。

6 改善等を要する事項

本定期監査において改善等を要するものと判断した事項は、次のとおりである。なお、当該事項について措置を講じられたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

下関商業高等学校について

下関市立高等学校授業料等徴収条例において、授業料の納期限は毎月22日（3月分は2月22日）とする旨が規定されているが、実際に設定している納期限は、4月分と7月分が同条例の規定と異なっていた。適正に事務処理されたい。

以上